

防府市中学校体育連盟運営費補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の発展と学校体育部活動の促進を図ることを目的とした中体連の実施する事業等に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、防府市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 中体連は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）予算書

（2）行事予定表

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 中体連は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 中体連は、補助金の交付を受けたときは、事業完了後速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 中体連は、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他の関係資料を整備し、市長の要請に応じて閲覧に供し、調査し、また

報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。